

枚方市いつでもおかえりな^{さい}採用

募集要項

いつでもおかえりな^{さい}採用制度

正職員として枚方市に勤務し、結婚、出産、育児、介護又は看護を理由にやむを得ず退職した方で、再び枚方市職員としての勤務を希望する方を再度採用する制度のこと。

おかえり
なさい!



受付：令和8年6月1日午前9時から随時

枚方市総務部人事課

1. 受験資格

受験資格	
年齢	資格等要件(次のすべてを満たす者)
申込日が属する年度に 54歳以下の者	<ul style="list-style-type: none">・正職員として枚方市に勤務し、結婚(※)、出産、育児、介護又は看護を理由にやむを得ず退職した者・退職時の職制が課長代理級以下の者・正職員として5年以上の実務経験を有する者 (市立ひらかた病院で採用された者を除く。)・退職の翌日から起算して10年以内の者(申込日時点)・枚方市において、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことがない者・定年前早期退職制度の適用を受けて退職した職員ではない者

(※) 家族の転勤等に伴う転居含む

- (1) 国籍は問いません。
- (2) 枚方市退職時と同一の職種での採用となります。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません(地方公務員法第16条)。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 枚方市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者幼稚園教諭は、上記に加え、以下のいずれかに該当する者は、受験することができません(学校教育法第9条)
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - ② 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - ③ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

2. 申込方法

(1) 受付日

令和8年6月1日(月) 午前9時から随時

(2) 申込方法

インターネットによる申込

※ インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、お早めにお問い合わせください。

事前準備

・パソコン又はスマートフォン、タブレット

※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。

・メールアドレス

※「city.hirakata.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。)

・顔写真のデータ

※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。

※登録可能なファイル形式は画像(JPEG)のみ、データサイズは最大3MBです。

※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。

申込手順

【1】 ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録

【2】 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報(エントリーシート)を入力し、登録

【3】 登録完了メールを受信し受験申込完了

※【3】の登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、人事課にお問い合わせください。

その他

・受付日により面接(予定)や採用日が異なる場合があります(「3. 選考方法・結果発表等」に記載のとおり)ので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。

・原則として、24時間いつでも申込ができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、又は制限を行う

ことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込の遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

- ・記入不備等により、応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。
- ・申込等で得た情報は枚方市職員採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

3. 選考方法・結果発表等

受付日	面接(予定)	結果発表(予定)	採用日	採用候補者名簿有効期限
6月1日～9月30日	10月中	10月下旬～11月上旬	結果発表日以降直近の 4月1日または10月1日	結果発表日以降直近の10月1日
10月1日～1月31日	2月中	2月下旬～3月上旬	結果発表日以降直近の 4月1日または10月1日	
2月1日～5月31日	6月中	6月下旬～7月上旬	結果発表日以降直近の 10月1日または4月1日	結果発表日以降直近の4月1日

(1) 選考方法

個別面接及び在職時の勤務成績により選考を行います。 ※面接の詳細は申込者に別途通知します。

(2) 結果発表

上表の結果発表(予定)時期に**専用サイトマイページ**にて可否をお知らせします。

- ・合格者は、採用候補者名簿に登載します。採用候補者名簿の有効期限は、上表のとおりです。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは同名簿から削除します。また、申込及び提出書類の記載内容に虚偽があったときは、同名簿から削除する場合があります。
- ・原則として、上表に記載の採用日に採用しますが、本市の状況や応募者の事情も踏まえ、採用日を決定します。
- ・採用前に、枚方市退職後の雇用証明等の書類の提出が必要です。また、健康診断については別途通知します。
- ・令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法という」)に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となり、確認の結果、子ども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は採用をしない場合や、採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。(別紙「子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について」参照。)
- ・受験資格を詐称してこの試験に合格した者で、採用後にその事実が判明した場合には、免職を含めた処分の対象とします。

4. 勤務条件(条例改正等により変動することがあります)

(1) 再採用時の職務の級

枚方市退職時の職務の級を基本とします。

(2) 給与

- ・給料月額、枚方市退職時の職務の級及び号給を基本とし、枚方市退職後の職歴などの経歴(※)に応じて市が定めるところにより決定します。
※採用職種と同等もしくは類似する職務経歴は「8割」、類似しない職務経歴は「5割」、無職等は「2割5分」で換算します。
なお、採用職種が技能労務職給料表を適用するものである場合は、職歴は「8割」、無職等は「2割5分」で換算します。
加算対象職務の勤務形態等により異なる場合があります。
- ・扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉等の諸手当を、給与条例等の定めるところにより、各々の条件に応じて支給します。

(3) 勤務時間

原則として午前9時から午後5時30分まで(休憩は午後0時から45分間)で、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休みとなります。ただし、所属により異なる場合があります。土曜日、日曜日、祝日勤務職場や変則勤務職場に配属になることもあります。

(4) 休暇

年次有給休暇(年度につき20日付与(初年度は採用月により変動))のほか、特別休暇(結婚、出産休暇等)などがあります。

採用試験情報は
こちらから→



問い合わせ先

枚方市 総務部 人事課

TEL 072 (841) 1281 (直通) / FAX 072 (846) 2271

MAIL jinji@city.hirakata.osaka.jp